

○議長 小田 武人君

5 番、妹川議員の質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番、妹川です。質問をする前にですね、一言、皆様方にお知らせしておきたいことがあります。

先日、質疑の時間にですね、私が発言中にある議員が手を挙げ、議長がその方の名前を指名し、そして、その方は発言されました。また、やじが出ました。そういうことについては、議員必携にも書かれておりますが、質疑及び一般質問における発言者の途中にですね、そういう発言はしてはならないと発言者の保障をするということになっております。そのことについて、議会事務局長を通して議長に申されたところ、議長はですね、申しわけなかったというふうに謝罪されましたので、私はそのことについては、敬意を表しています。そういう意味で、この議場の中で、その一般質問をしているときにやじとか挙手をするとかいうことは、お互いに謹んでいかなければいけないということで、議長は注意をされたということですけども、皆さん方にそのことについては、御理解していただきたいと思って、ちょっと話させていただきました。ありがとうございます。

では、通告書に従って説明をしていきます。

件名 1、いじめ防止対策協議会条例制定の進捗状況について。いじめ問題は、今や学校の最重要課題となっています。いじめ自殺という痛ましい事象に対し、国は平成 25 年 6 月、いじめ防止対策推進法を成立させました。しかし、推進法が施行されて 5 年が経過しているにもかかわらず、その後もいじめ自殺がニュースで取り上げられるなど悲惨な事案は後を絶ちません。その原因は同法の周知徹底がなされていなかった上、いじめ防止対策組織そのものも機能していなかったことという事実が明らかになっています。

そこで、本年 3 月議会にて、私はいじめの定義やいじめ防止対策推進法の理念を推進するため、教育委員会はどのような対策を講じてきたかという問いに対し、特にいじめ問題対策連絡協議会は組織していないとの回答でした。いじめ防止対策を実効性のあるものにするためには、条例を制定するべきではないかとの問いに対し、課長は、議員の思い、意見はしかと受けとめました。教育委員会定例会で検討するとの前向きな回答で、したがって下記の点について問います。

1 番、いじめ防止対策協議会条例制定に向けての進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ことしの 3 月議会における妹川議員の発言にもありますように、平成 25 年度にいじめ防止対

平成 30 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

策推進法が施行されました。そしてその中で、学校におきましては基本方針の策定が義務、市町村自治体におきましては基本方針の策定は努力義務、そして条例の制定につきましては可能という表現でありましたので、この法の制定を受けまして、芦屋町を含めた郡内 4 町で、基本方針を策定すべきか、条例まで策定すべきかを、議論を重ねてまいりました。その結果として、郡内 4 町では、平成 26 年の段階では、条例の制定までは必要ない。努力義務ではあるが市町村としても基本方針は策定しようということで、平成 26 年度に基本方針を策定しております。このようにまた郡内でもですね、合同で協議を重ねた経緯がありましたので、まずことしの夏に郡内の学校教育担当課長会議のほうで、私のほうからいろいろ議論を重ねた結果ではあるが、もう 4 年経過して、さまざまな事情により、芦屋町としては条例の検討を始めたいという旨の告知をいたしました。これはもう郡内で申し合わせ事項を変更するので筋を通しております。そして、現在の進捗状況についてですが、教育委員会定例会におきまして、条例制定について検討していただくよう提案している段階です。条例の制定の可否について、また、条例を制定するならば、いじめ防止対策推進法の規定にある、いじめ問題対策連絡協議会の委員や附属機関、いわゆる第三者委員会の委員をどのようなメンバーにして、どのように選出するべきかなどについて、これから慎重に協議、検討していただく予定です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

今ですね、いじめ防止基本方針については、都道府県の 97.9%、市町村の 69.8%が策定済み。そしていじめ問題対策連絡協議会、今問題になっているですね、問題にしようとしているのは、都道府県の 97.9%、市町村の 57.6%が設置済みであると。また重大事態の調査または再調査を行うための機関のうち、教育委員会、附属機関については、都道府県は 72.3%、市町村の 40.4%が設置済み。まあこのようにですね、これは記録がちょっと古いんですけども、これは平成 27 年の 10 月 1 日時点なんですよね。それから 3 年経っています。いかがでしょう。このいじめ防止対策推進法第 14 条 1 項に規定して、いじめ問題対策連絡協議会を設置した自治体数が今、福岡県の場合、これも 28 年、27 年、28 年度 3 月ですが、福岡県の場合は 36.1%、条例による設置がですね、36.1%。そして条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた合議体をやっているのが 32.8%。設置に向けて検討中、設置するかどうか検討中、設置しないと。こういうような統計が出ています。これはあくまでも 28 年度です。その後いくつか上がってきていますが、それを御覧になったことはありますか。

○議長 小田 武人君

平成 30 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

調査につきましては、調査結果が年度が変わった後ほどにですね、送付がありますので、状況については承知をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

もうそれから3年、2年、3年経っているわけですけども。北九州市のほうですね、北九州市ではもちろんできているわけですけど。その中で事務局としてはですね、全国的に見ると重大事態に当たるような事例で、学校や自治体の判断によって重大事態として対応されていないケースがあったことから、今回の国のガイドラインが示されているという経緯を踏まえれば、まずはそうした視点を持って学校としても調査を行い、保護者にきちんと対応する必要性があると。これはそういう協議会ができた中で、その協議会ができたのを、やはり保護者にきちんと対応していく必要があるんだという前向きですね、そういうことなんですね。そういう意味で、今、検討していくということですけど。さて、条例はいつごろ制定される予定でしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

私は決定する立場にはありませんが、今まずは先ほど答弁しましたように、教育委員会定例会の中で慎重に検討していただきます。教育委員会定例会におきまして、結論が出た段階で条例を制定するとしたならば、それから町の政策会議等で諮って、それから条例を上程する形になりますので、具体的な時期についてはちょっと私の方では答弁いたしかねます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

今、テレビ、新聞ですね。日常茶飯事、日常茶飯事とまでは言いませんが。私ね、元高校の教師ですが、非常に、このいじめ問題については、私の職場でも生徒たちのいじめ問題はありました。まあそれで自殺する子は、まあ高校生でしたから少なかつたんでしょうけど。今、新聞紙上で見ればですね、いじめ自殺から2年、男子生徒の高校で集会をやって、その子供を吊うということと、いじめはしてはならないというようなことの啓発というか、そういう内面的な訴えをし

たことがテレビ等も出ておりましたし。

また、兵庫県のある学校ではですね、当時の学校が、校長がいじめはなかったというような判断をしたために延々と長くなり、最後は自殺したということで、校長が、中学の校長がいわゆる懲戒処分ということもあっています。それから、兵庫県もですね、いじめ自殺で遺族の要望で再調査を始める。前回の第三者委員会の結論に納得できなかったということですね。それから市教委の対応が遅れて批判が出て、八王子市議会で教育委員会の対応について議員から批判が相次いでいる。これもテレビで出ていましたね。御存じですか。それからたくさんあるんですよ。そして東京の子はいじめ自殺。遺書に学校が始まるのが怖いと。こういうような事件がたくさん出てくるわけですけど。さて、教育委員会の皆さんがどういう方か大体わかりますが、なぜ遠賀4町とかいうことを、そのなされるのか。独自にね、やらないといけないんじゃないかと。例えばこの2年ほど、28年に東小の子供が、そのいじめによって、百五十何日も休んだという事例があるじゃないですか。そういうことを考えれば、早急にやらないといけないんじゃないかなと思うんですよ。その点どうですか、教育長。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

今おっしゃっている意味は十分私なりには理解しておりますし、教育委員会内でもそのことの共通理解は十分できてきているところでございます。

平成30年10月1日に日本弁護士連合会から第三者委員会委員等の依頼に関するガイドラインというものが出ておまして、その中で第三者評価委員会設定については十分な検討をするよというふうな、実は要望があっております。それを詳しく見ますと、やはり予算措置であるとか、法的な部分でいろいろあるというふうに書いてありますので、それに対する十分な準備が必要なのかなというふうに思っております。もちろん、いきなり第三者評価委員会の制定ということにはならないんですけども、今後、教育委員会の中で十分に検討して慎重審議やっていきたいというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

慎重審議ということも大事でしょうけれど、まあ悠長なことではいけない。先ほども事例を挙げましたけどね、やっぱスピーディにね、始めていただきたいなど。今、そういう事件の自殺の保護者とかですね、さまざまのところからですね、そういう要求が次々と出てきております。そ

平成30年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

して次々とそういういじめ問題連絡協議会、条例ができ、第三者委員会ができる。まあ予算措置の問題もありましょけれど。もし、こういうことが芦屋の学校で出てきたら場合はですね、大変な事件になると思うんですよ。そういう意味じゃあ、もう早急に始めていただきたいというふうに思います。

じゃあ2点目ですけども。文部科学省は2018年にいじめゼロ件の学校は検証をと各都道府県教育委員会に通知を出しましたが、芦屋町はどう対処したのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、平成29年度以降ですが、いじめゼロ件の学校は芦屋町内にはありません。ただし、どこも少数です。これも3月議会で御説明した内容ですが、教育長から各学校長へ、いじめのない学校がよい学校ではない。子供同士の学校生活で、トラブルが全くない学校などあり得ない。いじめのない学校は、いじめ認知能力がない学校とも言える。ささいないじめ、初期行動であっても、それを発見できる教職員のいじめ認知能力の向上が大切である。早期解決のためには、早期発見が重要であると毎月開催している芦屋町の校長会で定期的に指導を徹底しております。

また、いじめの早期発見の取り組みとして、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実に努めています。それでも、いじめの認知件数がふえない一方、アンケート等の意見を確認する限り、学校の認知件数と実態の乖離を危惧するため、学校長たちには、いじめの定義が変わり、「継続」との文言は削除されていることを教職員たちは、しっかり認識しているのか。また、生徒児童が心身の苦痛を感じたら、それはいじめであると認識しているのかと、11月の校長会でも、強く指導したところです。これらの取り組みが、検証にかわる対処であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

文部省の通知の中にですね、今おっしゃったように、いじめほどの学校でも起こる可能性がある。ゼロ件は、ゼロしかないところは実態を正確に把握していないおそれがあるという考えからです。2016年度の文部省の調査では、全国の小中高校や特別支援学校で計32万件余りのいじめが確認された一方、小学校の28.2%、中学校の22.4%、高校の46.8%はゼロ件と答えている。通知では、こうした学校がゼロ件を、子供や、ゼロ件を出したところのすけどね、子供や保護者に公表し、把握漏れがないかを確認することを要求しています。学校ごと

平成 30 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

に把握件数の差が大きい場合は、教委が調べることも求めていると。これはなぜこういうことを文部省が通達を出したかといいますと、総務省からですね、野田聖子総務大臣だったころですね。いじめの正確な把握に向けた教委の取り組みが不十分であるということを、総務省から文部省にこんな要求があつて、そして文部省が動いたということなんですね。通知はこの勧告を踏まえて出したと。総務省が勧告したんですね。さて、私がここで申し述べたいのは、そういう学校の学校長を集めてですね、強い指導をなされて、いじめのない学校はよい学校とかじゃなくて、やっぱりいじめの認識を高めるそういう方法について指導を行ったと、まあ、いうことです。

さて、わずかではあります、芦屋町の場合はわずかでしょう。確かにこの一覧表を見ますとわずかです。ゼロのときもありますけどね。だったらこれはどうでしょう。保護者に公表し、つまり保護者会等でですね、そういう芦屋小学校や山鹿小学校でも何年から何年までについては、いじめの問題については、何月から何月、何月までについては、まあ 1 名ありました。ゼロでしたというふうなことを公表しなさいともあるわけですよ。これゼロ件はということですけど。そうじゃない 1 件、2 件もゼロに等しい。そういうことで何で公表するかということと自分の家の子供がいじめられているのになあと掴んでいる人たちが、じゃあその月がゼロやったとしたときに、学校にですね、先生、実は私のところはいじめられているんですよとか、いじめられたことがあるんですよということがわかるじゃないかと。だから公表しなさいということもあっているんですが。何かゼロじゃないから少ないからいいという判断じゃなくて、やはり公表することを検討してみたらいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、議員御指摘の提案につきましては、またこれからも毎月校長会がありますので、校長たちの意見を聞きながら、それから判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

じゃあ次に行きます。3 番、平成 28 年度、芦屋東小学校の 6 年生の長期欠席者について、どのような扱いにしていたのか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成30年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

まず、いじめの報告等につきましては、芦屋町教育委員会から福岡県教育委員会へ毎月、生徒指導上の諸問題に関する実態調査の月例報告をしております。その調査項目の中で、御指摘の児童につきましては、平成28年6月から平成29年3月まで、いじめとして継続報告を行っております。また、平成28年9月の段階で欠席日数が30日以上となりましたので、平成28年9月の月例報告では、不登校としても報告しております。ただし、その後に福岡県が病欠扱いに規定する診断書が提出されたため、病欠扱いとなりました。このため平成28年10月からは、不登校としての報告はしていません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、診断書が出たから、ちょっともう一回その辺を、説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

個別のケースになりますので、詳細については申し上げられませんが、こちらが不登校の定義にもありますが、欠席が30日以上になれば不登校として取り扱います。ただし、その文科省の規定、福岡県の規定の中で、ある一定事由の病気による病欠につきましては、不登校として取り扱わずに病欠として取り扱うという規定がございますので、そのルールに従って報告の累計項目を変更しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ後からでいいですから、その規定というか、そういうのはお見せください。

私はそういうふうに、そういう規定があるのならば、それ、問題にしなければならぬような気がいたしますね。先ほど言われたように、この前回の横尾議員の一般質問の中にもありましたが、児童は平成28年6月から同級生とLINEによるトラブルが原因で登校ができず、152日間も欠席していますね。そして、不安適応障害と診断されて投薬等、カウンセリング治療を受けていたのですから。これがなぜ長期欠席者になるのかなあと。不登校児童ではなかったのかというふうに思うんですが、それを踏まえて今、課長が言われたわけですね。長期欠席でいいと。じゃあその資料ですね、これも後からですからね、お願いしたい。

平成30年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

で、まさかですね、卒業式前日とか当日に登校したことにより、不登校を長期欠席扱いにしたのかなというふうな気もするんですね。その辺はいかがですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁でも申し上げましたように、月例報告としていじめは毎月いじめとしての報告は毎月行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ガイドラインによればですね、重大事態の調査はこれ重大事態の調査をされたんですよね。はい。どうですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町の基本方針に基づく手法にのっとって、教育委員会及び学校のほうで適切な対応をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、そういう重大事態ということを対象としてやったということでしょうか。その今ガイドラインによればですね、この重大事態の調査というのは、いじめの事実の全容解消や当該いじめの事実への対応及び同種の事案の再発防止が目的であるわけですね。そして学校の設置者及び学校として調査により、うみを出し切り、いじめ防止等の体制を見直す姿勢を持つことが、今後の再発防止に向けた第一歩となると。さらにですね、学校の設置者及び学校は詳細な調査を行わなければ事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々にいじめはなかった。学校には責任はないという判断をしないこと。これはもちろんそう軽々とされた、いじめはなかったとか、学校に責任がないという考えではありましょ。それでいじめとして捉えていた、毎月ね。出されて。それはいいんですね。でもね、今回の東小の児童についてはね、不登校児扱いにしなかった理由として、今そちらに基準があるとか規則があるとか言われましたけど、心の中には学

校や教育委員会にとっては不名誉なことであると。確かにそうなんです。そう考えられるんです。だから今全国の校長会やら教職員はいじめであっても、いじめではないようなことでやってきたから、それが事件として発生していくわけで。教育委員会にとって不名誉なことであると判断し、いわゆるね、言葉としては悪いですが、隠蔽というか、そういうこともね、もうあちこちの全国では言われているわけですね。ではないかと疑われても仕方がないのかなと思ったりもするんですけど。今おっしゃったような規則等があると、それに基づいてということであれば、理解はしますが、もしそういうね、不名誉であるという内容であったとしたならば、やはり教育行政のトップである教育委員会の姿勢がね、それが学校長にも、それから教師集団にも、担任にもね、そういう隠したいというような心理が芽生えるんですね。これはもう私の学校での、職員会議での話なんです。生の声なんです。でも、そういうものを出し合って、教師集団でクラスではなかなか難しい、学年それから、全体で生活指導を含めてね、やろうというそのいじめはある事はみんなあるんだという認識ね、そういうものを出し合っていこうというようなことなんです。だから、そういういじめはなかったという報告になってしまうのではないかと。私には言っているわけです。だから私は、それをいじめとして、いじめの不登校として上げて、じゃあその子に対してどのような対策を取ったのかということについて、やはりまあもう課長から聞いていますから、それでもいいんですが、時間の関係でね。やはりその子はですね、今回の東小の場合は保護者を初めね、さまざまな方々からの指示・支援を受けてですね、ある私立の中学校に、元気にね、通っているということで、私としてもね、関係者の方も安心していると思います。私もよかったなと思っているんですね。だからもう二度とこういう生徒が生じないように、やはりいじめ防止対策連絡協議会、条例、そういうものを策定していただきたいというふうに思っています。

じゃあ 2 番目の芦屋港のレジャー化についてです。

芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素を持つ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、平成 29 年 6 月 30 日、芦屋港活性化推進委員会設置条例が制定されました。30 年 11 月現在までに推進委員会が 11 回開催され、来年 3 月までに芦屋港活性化基本計画を策定する予定です。よって、下記の点について問います。

芦屋港活性化事業推進年次計画なんです。まあこれについてですね、たくさん計画にありますが、その中に選んでですね、その基本計画策定費総額はいくらになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

平成30年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

業務委託料が660万程度となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

基本計画を策定する全ての金額ですが、わかるならばお願いします。委員会ができてね、最後のまでね、はい。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

詳細な金額は持ち合わせておりませんが、約3,200万程度になるかと思います。これは、約2年間の総額ということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

基本計画策定発表後のスケジュールについてですが、パブコメですね。パブリックコメントは2月15日というふうに聞いていますね。それから、基本計画公表はいつを予定されているのか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先日12月11日に開催されました芦屋町議会芦屋港湾活性化特別委員会におきまして、今後のスケジュール、報告させていただいておりでございますが、パブリックコメントにつきましては、一応2月15日からという予定で御報告をさせていただいたかと思います。まだ確定しているものではございませんので、以降、計画の決定時期等につきましては、年度内ということでは現状お答えしようがないというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

で、そのパブコメをやった後ですね、基本計画の正式なものができると思うんですね。パブコメ結果、基本計画を公表すると。公表するとなっておりますね。それでダイジェスト版をまあ

平成 30 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

4 月 15 日を目処にダイジェスト版を広報、芦屋広報を同時配付する予定になっておりますね。どうでしょうか。これについては大型のですね、大型プロジェクトですね。それで住民説明会を実施するとか、住民投票を行う必要があると考えますが、そんなことを考えておられますでしょうか。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

今回策定する計画につきましては、芦屋港活性化の方向性を示すものでありまして、この計画をもとに港湾管理者である福岡県による港湾計画の改定、この手続を踏んでいかないといけません。

芦屋港活性化推進委員会におきましては 20 名の委員で構成されておりまして、ほかにも専門分科会 4 つを設けております。重複もありますけども、延べ 17 名の方にかかわっていただいておりますので、また、これまでですね、広報あしやにも検討経過などを掲載しているほか、今後パブリックコメントを計画しております。これにあわせまして、また再度の広報掲載も計画しているような状況でございます。このように、住民参画手法を採用しているところをまず御理解いただきたいと思っております。

また、芦屋町議会におかれましても、議員全員で構成されます芦屋港湾活性化特別委員会を設置いただいておりますので、こちらとは常に情報の共有、経過報告を行わせていただいているところでございます。このようなことから、今回、基本計画の策定におきましては、住民説明会については計画はしておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

基本計画にですね、また推進委員会に出された資料の第 11 回目の資料の中にもですね、町民の機運醸成も必要であると。町民の機運。芦屋港のレジャー化が芦屋町の中心的な活性化の位置づけだとかこういうふうにならざるを得ないわけですが、笛吹けども、町民が踊らなければ何もならないわけですから。その町民の機運醸成も必要であることをはっきりうたっているのに、ただパブコメで、さあ何件ぐらい来るでしょうかね。それでもって住民の声を聞き入れた。そして推進委員会の 20 名近くの方、ないしは専門委員会の方々、それだけででき上がったこの基本計画で、そしてその後、来年、2 年後ぐらいに実施設計をやっていくでしょう。どうやって町民の機運醸成を、手法はどう高めていくつもりでおりますか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、芦屋港の活性化について、基本的なところをまず御説明させていただきたいと思います。

芦屋港のレジャー港化につきましては、御承知のとおり、昭和 61 年に整備されました芦屋港、これが、当初期待されていた遠賀郡や筑豊地域などの物流基地としての機能が十分に発揮されていないということ。また、砂や砂利の移出入に一部が使用されているにとどまっており、広大な敷地があるにもかかわらず、十分に活用されていないエリアが多く存在しております。このため平成 21 年度から芦屋町におきまして、芦屋港の港湾管理者である福岡県に対しまして、観光レジャー要素を持つ港としての用途変更、事業の推進、これらの要望・協議を重ねてきたところでございます。これを受けて平成 22 年には、福岡県によるニーズ調査が実施され、平成 27 年度には、福岡県による芦屋港周辺における水辺の空間を生かした地域創生のための基盤整備検討調査というものが実施されました。これにより将来像が示されるとともに、検討課題が示されたところでございます。

その後、福岡県と芦屋町による協議を重ねてきましたが、港湾計画の改定など福岡県による事業が十分進まない状況がございましたので、事業の推進に当たっては、平成 27 年、福岡県が行いました調査検討で示された課題、これらを芦屋町が引き継ぎながら、マーケティング調査を踏まえた具体性のある、芦屋町が目指す将来像を描くことが必要だということになりまして、現在の芦屋港活性化推進委員会の検討に至っているところでございます。

このため、芦屋町では、平成 29 年度に議員御指摘のように芦屋港活性化推進委員会設置条例を制定させていただきまして、芦屋町の附属機関として芦屋港活性化推進委員会を設置し、現在芦屋町長より諮問しているところでございます。この諮問につきましては、平成 29 年 8 月 29 日に町長から芦屋港活性化推進委員会のほうに諮問をしております、これを受けて、現在芦屋港活性化推進委員会におきまして 11 回の会議は重ねておりますけれども、まだ答申に至っておりません。そのため資料につきましては、議員のほうには配付させていただいておりますが、現在まだ確定している状況ではございませんので、細かいことにつきましては、ちょっと回答がまだできないような状況でございます。この点を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

今、話をされましたけれど、私の質問は町民の機運醸成も必要であると書かれてありますからね、じゃあその醸成を高めるためにはどういう方法でされるのかなということでしたけども、その発言は、回答はようございます。

平成 30 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

それでこの基本計画によってですね、年次計画表というのもありましたけれども、そのもう第 1 期目が 1 年目 2019 年、来年度から第 1 期、第 2 期、第 3 期とありまして、第 1 期の 1 年目が 2019 年ですね。じゃあ今度は実施設計計画でしょうか。そういうものをつくる必要がありますが、これについては議会でいつごろ諮られる予定にしておられますか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先ほども申しましたように、まだ検討中の内容でございますので、執行部としては答申を受けておりませんので、明確なことは決まっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

2 番目の芦屋港活性化の基本方針についてということですけどね。私はこの基本計画の答申を見てですね、基本方針を読んでですね、やっぱり、さまざまな専門委員会、直売機能専門、飲食機能専門、海釣機能専門と 3 分科会のを資料をいただいて読んでいく中でですね、やはりどうしてでもですね、これは今から 20 年ほど前になりましょうか。リゾート計画、それから縮小版のラグーン構想ですね。ラグーン構想。まあこの事業主体の面についてですね、県が打ち出したところもありましょう。港湾の管理についてはですね。このボートパークについては、県が事業主体。あとは町がするところ。それでまだ協議中と、こういうところがありますね。その中にあって、本当にこのはっきりした、わからない、まあ検討中でありましょうが。その例えば、維持管理体制について指定管理者制度の活用というのが書かれているところがありますね。では、他県では募集しても採算性とかがうまくいかず、募集ができない中で受け入れたけれども、やはり採算性がなくて撤退したと。そういう事例もいくつかあると聞いています。そういうところは委員会、3 つの委員会がありましょうけれど、あ、分科会ですね。そういうところで何か危惧する意見というか、そういうのはございませでしたか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これはあくまでも推進委員会での検討過程の内容ということでお答えさせていただきたいと思いますが、維持管理方法につきましては、個別、個別の施設の維持管理をそれぞれに行うわけではなく、芦屋港一帯また合わせまして隣接する海浜公園。こちらも一体的に管理するということ

平成30年第4回定例会（妹川征男議員一般質問）

を視野に入れた中でやっていくことが望ましいという検討はされております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私の質問で、2の基本方針と3の3専門分科会のことをちょっと織りまぜながら質問しておりますので、申しわけありませんが。

それで直売機能とか飲食機能は複合施設ということですね。それで、事業主体は、これは町だろうなあと、こう思うわけですけども。その民間事業者が、いわゆるテナントの参入状況は集客効果が低いことから出店ニーズがないのではないかという不安の声、まあ意見が委員会の委員の中に出ているようですね。その辺はそうじゃないよと。大丈夫だよというような事務局というか、そういう結論に入ったのかなと思うんですけど。いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これは専門分科会での検討内容でございますが、こちらにおきましては、当初は民間さんが施設を建てて整備をするという方向性を探っておりましたが、それは厳しいということでテナント方式で入っていただく形にすることが現実性があるという答えになったということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ時間がありませんので、4番目に行きますが。

港湾西側に堆積した広大な海砂の飛砂がレジャー港化に及ぼす悪影響についてということで、皆さん方の配付しております写真ですね。ちょっと印刷が悪くて見づらい分がありますが。この表の①、表の②、表の③、④とこうなっていますね。裏側には浚渫船が野積場に砂を荷揚げしているところです。次の裏ですね、裏にはダンプがたくさん。まあこれ10トン車ですから、10トンまるまる入れてるでしょう。下のほうの③番は、④番とこうなっています。この説明をいたしますと、この表の①は今から8年、9年ほど前の写真です。建設、300メートルあります防砂堤です。約三億何千万かけましたかね。総額が3億3,000万、うち2,600万円は町が負担しています。2008年の5月に完成しております。だからちょうど10年ですね、

10年前です。さて、これをですね、あの当時、まあ10年私が議員じゃないときですね、福岡県は平成18年、今から12年前、1月13日に県は芦屋漁港内で防砂堤建設計画について工事説明会を行っています。防砂堤をつくれば、今後21年間は浚渫は必要ないと漁民を初め地域住民の方々に約80名の方々に説明しております。それから、今現在こういう状況になってしまっているんですね。

私はたびたび芦屋の自然を守る会の代表として、芦屋の自然を守るために、たびたび写真を持ってですね。カメラを持って行っていますが。今、この砂が、飛砂がですね、飛んでいるところの図面がもう1枚の皆さんの手元にあるかと思いますが。どうしたかな、これか。これですね、これです。これが芦屋港レジャー港化整備年次計画案です。第2期ですから、これ第1期、第2期、第3期ありますが。さてこの悪影響、悪影響についてです。これは写真がですね、表の写真集の①、②がここの状態ですね。そして、表の③、裏の③とこうなつて砂浜ですね、広大化した。で、④が。で、裏のところの①が砂の砂船が野積場に積み上がっている。

町長にお聞きしますけど、この図面にですね、この赤ラインで線を、汀線と書いていますけど、汀線わかりますかね。これでどれぐらいの長さだと思います。防砂堤は300メートルなんですよ。汀線はこの図面からするとこれ40メートルから50メートルくらいしかない図面なんです。これおかしいんですね。こんなことを書いちゃいかん。これは、説明、何て言いましょかね、町民に知らせるときには、こういう図面を出しちゃいけませんね。ちゃんと何ですか、会社にですね、説明をしておいて書きかえたほうがいいと思いますよ。これは、汀線なんです。実際ね。どれくらいあると思います。もう行かれたと思うんですけど、歩かれたことあると思うんですけど、この根っこから。はい、この防砂堤の根っこですね。ここから。どうぞ。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっとどのくらいあるかと言われてもですね、ちょっといいかげんな数字は議場ですので、言えません。ただ言えることはですね、まああの相対的に妹川議員、いろいろ御心配されての御質問いただいておりますが、今、執行部にはですね、諮問をしてまだ答申というものが出てないんですね。今、そういういろいろな分科会、いろいろな形の中でこのこともあるでしょう。いろいろ協議している段階であろうかと思うんですね。協議途中の中で我々執行部側がちょっと発言するとですね、これは議事録に残りますので。答申を受けた後に、いずれにしても議員の皆様の御議論もいるでしょう。それから町民の方の御議論もいただくことになろうかと思っておりますので、このことにつきましては御了解をいただきたいと思っております。まだ答申を受けていないということを十分御理解いただきたいと思っております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

はい、そうですね。答申を受けてないからということであれば。じゃあですね、推進委員会の皆さん方がここ現地、まあ議員の方も4名いらっしゃいますから、推進のメンバー、4名いらっしゃいますから、この汀線はですね、今、大潮、干潮、満潮いろいろありますが、150メートルあるんですよ、ね。何か一度ね、一度、港湾課、県の港湾がですね、この、砂を採った形跡があるというような形ですから、まあ150、100から150、まあ150前後あります。次、次とですね、堆積してきているんです。これは砂浜がなだらかじゃないですか。ずっと堆積してですね、この裏の4、表の3のところのこの写真を見ればいように、その堤防を乗り越えて、そして通路、通路にもこれは3番ですね、裏の3です。通路にも入り込んで、そして表の3、表の4ですね。表の4のところには、海底ではなくて、地、土地ですね、これね。ここにボート、ボートパークの船を100隻近く入れるところですね。そして表の3のところここにボートパークとして陸に陸上に置くところなんです。今、この分ですね、表のほうの分の矢印をしていますね、3本。これは冬に限らず春に、春一番にしろですね、冬にしろ、こういう方向で砂が飛んでいます。

さて、ではここで船が、陸にある船それから海に置いているボートパークで利用者が迷惑であるという利用者の苦情が入るのではないかとかいうような推進委員会での意見はありましたか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

プレジャーボート係留施設専門分科会というのを設置しておりました。こちらのほうで現在のボートパークの検討を詳細に行いましたが、この分科会の中、また芦屋港活性化推進委員会の検討過程におきましても、飛砂の問題、現在の堆積している状況については、指摘が——指摘というか危惧される御意見というのはありました。それを踏まえまして、対策としましては、福岡県のほうで、基本設計を行う段階におきまして、詳細に調査検討するという回答を得ております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そしてですね、これはボートパークだけの問題ではなくて、ここにあります飲食、それから直売の建物がこの中にですね、ありますが、ここにも吹き上げてくるわけですよ。しかもこの砂

は微粒子のような小さい砂ですよ、もう御存じのように。私はカメラ、私は2台ここで損失したんですよ。カメラを撮るじゃないですか。カメラで望遠で。望遠といいますか、小さいカメラですけど、望遠がききますから。そこに砂が入り込むんですね。もうこう前、後ろ、動かなくなっちゃって。今3台目です、あれ。このように砂が入り込むような小さな砂。また、地域の方々もドアを開けたり、車の中でも入ってくるということ。これは、この飛砂対策を十分にしていたきたいわけですけど、私は不可能だろうと思いますね。これだけ砂がどンドン。まだ汀線が沖に、沖に出て行っていますから。で、植林活動をやったところで、これだけ土がこれだけあるんです。砂がね。

それともう1つがこの裏の、これどれですかね。表の裏の1のこの浚渫船が荷揚げをしています。決して浜辺から吹き上げた砂だけじゃなくて、この積み上げられた野積みからですね、強風にあおられて、幸町、浜崎ですね、あの辺にずっと流れ着いているということを考えてときに、またこの裏の2、これ、大型トラック、ダンプ、10トン車がですね、こんなにたくさん。そして風が吹けば巻き上げて、道路に落ちる。で、保護者からもですね、子を持つ保護者、そして高齢者の方からも非常に心配されている。事故が起きるんじゃないかということもですね、考えたときに、県と町はどうですか。その砂業者に対して早急に撤退してもらえないだろうかというように申し出はされたことはあるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

現時点におきまして明確にそういったことを働きかけたことはございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ではこの写真のようにですね、搬出入するダンプ数は1日平均何台くらいが想定されていますか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これは北九州県土整備事務所に確認しましたが、把握していない。事業者が行うことですので、把握していないということで回答を得ております。

以上です。

平成 30 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

ぜひですね、12回目が今度ありますね。推進委員会が。だからこういうところもですね、この議会で審議されたということと、十分にこのところもね、検討していただいて、本音で語られるような委員会にして、いい計画案を出していただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。